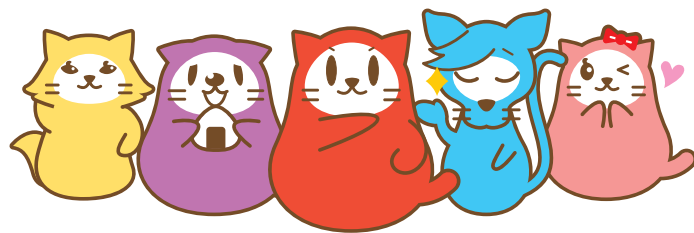


令和6年度

信用保証

のご案内



中小企業者の良きパートナー



NCGC NAGOYA CREDIT GUARANTEE CORPORATION

名古屋市信用保証協会

名古屋市信用保証協会は…

中小企業のみならず、金融機関から事業資金の融資を受けるときに保証人となる、〈信用保証協会法〉にもとづく公的機関です。

事業資金が必要なときに…

- ◆店舗や工場の新設・増改築
- ◆材料や機械の購入
- ◆経済変動や取引先の倒産などで資金繰りが困難なとき

ご利用のメリット

- **金融機関からの借入れが容易になります。**
保証利用によって信用が拡大し、借入枠の拡大が図られます。
- **有利な条件の名古屋市融資制度を利用できます。**
名古屋市融資制度は保証料率が優遇されており、固定金利であるため、将来に向けて安心してご利用いただけます。

ご利用いただける中小企業のかた

- **名古屋市内に本店、事業所または住居を有し、事業を営んでいるかた。**
(保証制度により要件が異なります。)
- **許認可等を必要とする事業を営むかたは、その許認可等を受けていることが必要です。**
(許認可等については、原本を確認いたします。)
- **資本金(出資の額)または常時使用する従業員数のいずれか一方が、下表に該当していることが必要です。**
- **中堅事業者および創業者のかたでも、ご利用できる場合があります。**

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業・建設業・運送業等	3億円以下	300人以下
ソフトウェア業		
情報処理サービス業		
旅行業		
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
医療法人等	—————	300人以下

★以下の業種については、下表を適用します。(ただし、特定非営利活動法人(NPO)は除きます。)

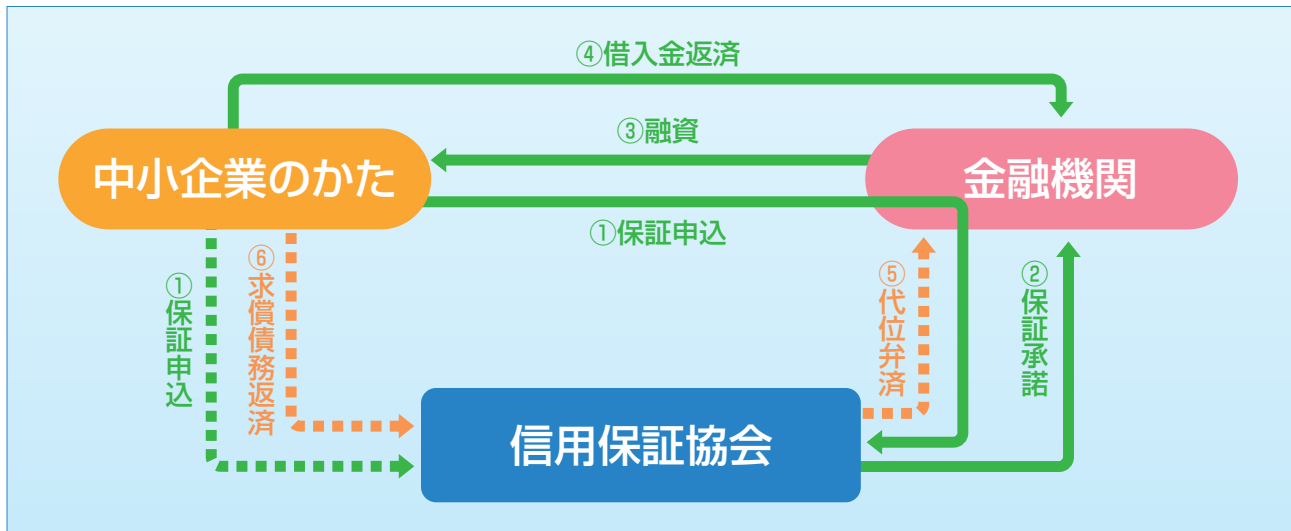
業種	資本金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除きます。)	3億円以下	900人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

ただし、次のようなかたはご利用いただけません。

- 農林漁業・風俗関連営業等の事業を営むかたおよび非営利団体(医療法人等およびNPO法人を除く)のかた
- 不渡処分により金融機関と取引停止中のかたおよび第1回不渡発生後6か月を経過していないかた
- 保証協会の代位弁済を受けて、現在求償債務が残存するかた(求償権消滅保証の対象となるかたを除きます。)
- 許認可等を必要とする事業を営む場合、その許認可等を受けていないかた
- 税等の滞納があるかた
- 暴力団等の反社会的勢力や金融あっせん屋等の第三者の介在・介入があるかた など

詳しくは当協会ホームページ〈www.cgc-nagoya.or.jp〉をご覧ください

信用保証制度のしくみ



1

原則、金融機関にお申込みください。
保証制度によっては直接当協会へのお申込みも可能です。

2

信用保証協会は、事業内容や経営計画等を検討し、
保証の諾否を決めて金融機関に連絡します。

3

保証承諾の通知を受けた金融機関は資金を融資します。
この時、利息とは別に、定められた〈保証料〉をお支払いください。

4

融資を受けられたときの条件によって、借入金を金融機関に返済してください。
(借入後の返済方法の変更も可能ですので、ご相談ください。)

5

万一、何らかの事情で返済ができなくなった場合は、
お客さまに代わり、信用保証協会が金融機関に借入金を返済します。

6

その後、ご相談のうえ、信用保証協会に求償債務を返済していただきます。

責任共有制度について

1 信用保証協会と金融機関の負担割合

責任共有制度導入により、原則として、信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有します。

2 責任共有制度の対象外となる主な保証制度

- 小規模企業等振興資金(小口資金)
- 経営安定資金(経済変動対策資金(セーフティネット(経営安定関連)保証1号~4号および6号の認定を受けているかた))
- 新事業創出資金 など

- 危機関連保証 セーフティネット(経営安定関連)保証1号~4号および6号 など

(「主な保証制度」に記載がある保証制度のうち、責任共有対象外となる保証制度は **100%** と表示されています。)

主な保証制度

名古屋市融資制度

責任共有制度の対象外となる保証については **100%** と表記しております。

制度名		概要	融資限度額	資金用途	融資期間※	利率(年)	返済方法	
小規模企業等 振興資金	通常資金	従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下の個人、会社、企業組合、医療法人および特定非営利活動法人(NPO)のかたに対して行う保証です。	5,000万円 ただし、愛知県信用保証協会における本制度の融資残高を合算します。	運転・設備	3年以内 5年以内 7年以内	1.3% 1.4% 1.5%	分割	
	小口資金 100%	従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下の会社および個人その他中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者のかたに対して行う保証です。	2,000万円 ただし、既に利用している保証協会(複数協会利用している場合はすべての協会)の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)を含みます。	運転・設備	3年以内 5年以内 7年以内	1.1% 1.2% 1.3%		
経営強化支援資金 大口資金		経営強化を図るために必要な資金について行う保証です。	1億5,000万円	運 転	1年以内 3年以内 5年以内 7年以内	●1.3% ●1.4% ●1.5% ●1.6%	分割 一括 (一括は1年以内)	
				設 備	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	●0.9% ●1.0% ●1.1% ●1.2%		
経 営 安 定 資 金	経済変動対策資金 一部につき 100%	セーフティネット保証1号～8号のいずれかの認定を受けているかたに対して行う保証です。	8,000万円 ただし、1号～6号の認定を受けている場合は1億円	運転・設備	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	1～4.6号の場合 1.1% 1.2% 1.3% 1.4% 5.7.8号の場合 1.2% 1.3% 1.4% 1.5%	分割	
	大規模危機対策資金 100%	危機関連保証の認定を受けているかたに対して行う保証です。 (経済産業大臣の指定がなされた場合、本保証をご利用いただけます。)	8,000万円	運転・設備	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	1.1% 1.2% 1.3% 1.4%		
	環境適応資金(経済対策特別資金)	最近3か月の月平均売上高または月平均売上総利益率もしくは月平均営業利益率が前年同期または2年前同期に比べて3%以上減少しているかたに対して行う保証です。	1億2,000万円 ただし、他の環境適応資金の残高を含みます。	運転・設備	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	1.2% 1.3% 1.4% 1.5%		
	事業承継支援資金	事業承継計画等の実行に必要な資金について行う保証です。	2億8,000万円	運転・設備	3年以内 5年以内 7年以内	★1.2% ★1.3% ★1.4%		分割 一括 (一定の要件に該当する場合) (一括は1年以内)
	ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策経営支援資金 一部につき 100%	新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、一定の要件に該当するかたに対して行う、金融機関による伴走型の支援を受けつつ経営の安定化や収益力改善を図るために必要な資金の保証です。※令和6年6月30日取扱終了予定	1億円	運転・設備	3年以内 10年以内	1.1% 1.2%		
新事業創出資金 100%	会社または個人が、開業時または開業後間もない期間に必要な資金について行う保証です。	3,500万円	運転・設備	3年以内 5年以内 7年以内	●0.8% ●0.9% ●1.0%	分割		
協調推進枠	日本政策金融公庫との協調融資による場合は、「協調推進枠」となります。		設 備	10年以内	●1.1%			
環境保全・省エネルギー設備資金		公害防止または公害防止のための移転等に必要とする資金について行う保証です。 ※詳細につきましては、名古屋市環境局大気環境対策課(052-972-2674)までお問い合わせください。	7,000万円 ただし、資金用途や事業形態により、限度額に制約のある場合があります。	5,000万円以下の場合 設 備	7年以内	1.3%	分割	
				5,000万円超の場合(組合を除きます。) 設 備	10年以内	1.5%		

●一定の要件に該当する場合は、貸付利率を0.1%引き下げます。★一定の要件に該当する場合は、貸付利率を0.2%引き下げます。※融資期間には、原則12か月以内の据置期間を含みます(大規模危機対策資金の24か月など一部例外があります)。

一般保証および別枠保証

種類	概要	保証限度額<>内は組合	資金用途	保証期間	利率	返済方法	
一 般 保 証	普通保証	一般的な貸付についての保証です。	運 転 備	10年以内 15年以内	金 融 機 関 所 定 利 率	分割 一括	
	極度保証(手形貸付根保証・割引根保証)	一定の極度額と期間を定め、その範囲内で行われる手形貸付・割引についての保証です。	運 転	12か月以内		随時 期日払	
	当座貸越(貸付専用型)根保証	一定の極度額と期間を定め、その範囲内で反復して利用できる当座貸越についての保証です。	100万円以上 2億8,000万円以下	事 業 資 金		1年または2年	約 定 随 時
	事業者カードローン当座貸越根保証		100万円以上 2,000万円以下				
	超ワイド保証なごや	一定の要件に該当する会社または医療法人のかたに、大口・低保証料率・原則無担保で行う保証です。	2億8,000万円	運 設 備		10年以内 15年以内	分 割 一 括
	ウェルカム保証なごや	新規のかたに、低保証料率・原則無担保で行う保証です。	8,000万円	運 設 備		10年以内 15年以内	分 割 一 括
	コラボ保証なごや	個人、会社および医療法人のかたに、金融機関プロパー融資と協調で行う保証です。	2億8,000万円	運 設 備		10年以内 15年以内	分 割 一 括
	SDGs推進保証なごや	SDGs(持続可能な開発目標)推進にかかる取組みを行う個人、会社および医療法人のかたに、低保証料率で行う保証です。	2億8,000万円	運 設 備		10年以内 15年以内	分 割 一 括
事業承継特別保証制度	事業承継時に経営者保証を不要とした法人を対象とした保証です。	2億8,000万円 <<4億8,000万円>>	事 業 資 金	10年以内	分 割 一 括		
別 枠 保 証	特定社債保証	一定の要件に該当する会社の社債(私募債)の発行に対して行う保証です。	2,400万円以上 4億5,000万円以下	事 業 資 金	2年以上7年以内	満期一括償還 定時償還	
	SDGs型特定社債保証	SDGs(持続可能な開発目標)推進にかかる取組みを行う会社が発行する社債(私募債)に対して行う、「特定社債保証」に比べ低保証料率の保証です。	ただし、経営安定特別保険および危機関連特別保険を利用した保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円を限度とします。				

保証料率

(単位：年率%)

保証制度	区分等	特別小口 保険を 利用する 場合(※)	中小企業のみなさまの経営状況に応じた料率区分										有担保割引 (0.1%の割引)
			1	2	3	4	5	6	7	8	9		
名古屋 古 屋 市 安 融 資 制 度	小規模企業等 振興資金	通常資金	0.75	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38	○
		小口資金	0.75	1.83	1.65	1.49	1.34	1.14	0.94	0.78	0.62	0.46	○
	経営強化支援資金	大口資金	0.75	1.83	1.67	1.49	1.33	1.12	0.91	0.74	0.57	0.40	○
		SDGs推進保証なごやの要件に該当する場合	—	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○
	経営	経済変動対策資金	0.67	0.79									—
		うち、セーフティネット保証 5号、7号、8号の場合	0.67	0.67									—
	営	大規模危機対策資金	0.67	0.79									—
		環境適応資金 (経済対策特別資金)	0.75	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38	○
	安	事業承継支援資金	0.75	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38	○
		専門家の確認を受けた場合	0.75	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	—
融	ナゴヤ新型コロナウイルス 感染症対策経営支援資金 (セーフティネット保証の場合)	—	0.85(*1.05) ◆保証料補助により、実質負担 0.20 (セーフティネット保証5号の場合は責任共有制度の対象となります。)									—	
資 金 制	一般保証かつ 責任共有対象の場合	—	1.90 (*2.10)	1.75 (*1.95)	1.55 (*1.75)	1.35 (*1.55)	1.15 (*1.35)	1.00 (*1.20)	0.80 (*1.00)	0.60 (*0.80)	0.45 (*0.65)	—	
	保証料補助による実質負担料率	—	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	—	
	一般保証かつ 責任共有対象外の場合	—	2.20 (*2.40)	2.00 (*2.20)	1.80 (*2.00)	1.60 (*1.80)	1.35 (*1.55)	1.10 (*1.30)	0.90 (*1.10)	0.70 (*0.90)	0.50 (*0.70)	—	
	保証料補助による実質負担料率	—	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	—	
度	新事業創出資金	—	0.79									—	
	協調推進枠	—	0.79									—	
	スタートアップ創出促進保証制度を兼ねる場合	—	0.99									—	
	協調推進枠	—	0.99									—	
	環境保全・省エネルギー設備資金	0.75	1.83	1.67	1.49	1.33	1.12	0.91	0.74	0.57	0.40	○	
一 般 保 証	普通保証	1.00	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	
	手形貸付根保証	1.00	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	
	割引根保証 当座貸越(貸付専用型)根保証 事業者カードローン当座貸越根保証	0.85	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	
	超ワイド保証なごや	—	—	—	—	—	0.95	0.80	0.65	0.50	0.35	○	
	コラボ保証なごや	—	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	0.80	0.65	0.50	0.35	○	
	ウェルカム保証なごや	—	1.74	1.56	1.40	1.25	0.95	0.80	0.65	0.50	0.35	○	
	SDGs推進保証なごや	—	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○	
	事業承継特別保証制度	—	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	
		専門家の確認を受けた場合	—	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	—
	別 格 保 証	特定社債保証	—	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○
	SDGs型特定社債保証	—	1.74	1.56	1.40	1.25	0.95	0.80	0.65	0.50	0.35	○	

★区分はCRDの評価モデルによります。★□表中黄色で表示されているものは責任共有制度の対象外となる保証料率で、それ以外は責任共有制度の対象となる保証料率です。いずれも、「貸付金額」に対する料率です。★確定決算のある会計参与設置会社の場合は、上記保証料率から0.10%を割り引きます(一部保証制度を除きます)。★有担保割引が適用できる場合は、上記保証料率から0.10%を割り引きます。★(*)内は、本制度における経営者保証免除対応の場合です。★事業者選択型経営者保証非提供制度の要件に該当し、経営者保証を提供しないことを選択する場合は、財務要件に応じて0.25%または0.45%を上乗せします。

上記以外の保証料率については、当協会ホームページをご覧ください。

(※)特別小口保険について(一部ご利用できない場合があります。)

- ①対象となるかた …… 名古屋市内で1年以上同一事業を営んでいる従業員数20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の中小企業者のうち、信用保証協会に他の信用保険を付した保証の取扱いがなく、無担保無保証人で申込みをするかた
- ②限度額 …… 2,000万円
- ③必要書類 …… 保証申込以前1年間において納期の到来した税額のある、源泉徴収による所得税以外の所得税、事業税、所得割を含む住民税のいずれかの納税証明書または税額収書の写し
- ④対象となる資金 …… 1年以上営んでいる事業に必要な資金に限ります。なお、事業の多角化に必要な資金については、対象となりません。

取扱金融機関

取扱金融機関は、銀行、信用金庫、信用組合などになります。

(なお、特定社債保証は取扱いしていない金融機関があります。当協会または取引先金融機関にご照会ください。)

名古屋市融資制度については、次の金融機関のうち愛知県内の店舗のみでの取扱いとなります。

銀行：《三菱UFJ》・《りそな》・《三井住友》・《みずほ》・《北陸》・《大垣共立》・《十六》・静岡・《百五》・《三十三》・
関西みらい・《名古屋》・《愛知》・《中京》

信用金庫：《愛知》・《中日》・《岡崎》・《瀬戸》・《碧海》・《岐阜》・《西尾》・《豊田》・《東春》・《いちい》・《蒲郡》・《知多》・
《東濃》

その他：《商工組合中央金庫》・《信用組合愛知商銀》

《 》の金融機関は、環境保全・省エネルギー設備資金の取扱金融機関です(名古屋市内の店舗のみでの取扱いとなります)。

連帯保証人

平成26年2月1日適用の経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重した対応をします。

- ①法人の場合… 必要となる場合があります。ただし、代表者以外の連帯保証人は原則として不要です。
- ②個人の場合… 連帯保証人は原則として不要です。
- ③組合の場合… 必要となる場合があります。ただし、代表理事以外の連帯保証人は原則として不要です。なお、個々の組合の実情に応じて他の理事を連帯保証人に要する場合があります。また、転貸資金については、代表理事の他、転貸先組合員(組合員が法人の場合はその代表者)を連帯保証人に徴求してください。

※ただし、一部例外的な取扱いをすることがあります。

経営者保証を不要とする取扱い

金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人となることを経営者保証といいます。

下記のいずれかに該当すれば、経営者保証を不要とする保証の取扱いができる可能性があります。

- ①信用保証協会における経営者保証を不要とする3つの取扱い(いずれかに該当)

通称	要件
金融機関連携型	取扱金融機関がプロパー融資について経営者保証を不要とし、一定の財務要件を満たし、法人と経営者との一体性解消等を図っている。
財務要件型	直近決算期において一定の財務要件を満たしている(「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります)。
担保充足型	法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。

- ②事業者選択型経営者保証非提供制度

一定の経営規律や財務要件等を満たす法人であれば、保証料率の引き上げを条件に経営者による保証を提供しないことができる場合があります。

個人のかたを連帯保証人に徴求する場合、原則、保証意思を確認するための保証意思
宣明公正証書が必要となります。

ただし、以下の場合は不要です。

- ①主債務者が法人である場合の理事、取締役、執行役等
- ②主債務者が法人である場合の総株主の議決権の過半数を有する者等
- ③主債務者が個人である場合の共同事業者または主債務者が行う事業に現に従事している主債務者の配偶者

担保

担保は、必要に応じて提供していただきます。

保証協会団体信用生命保険制度

信用保証協会からの債務保証を伴って融資を受けた個人事業主のかた(法人の場合は代表権を有する連帯保証人のかた)が、その債務を全額返済しないうちに死亡や所定の高度障害といった不測の事態に陥られた場合に、(一社)全国信用保証協会連合会が、生命保険会社から受け取る保険金をもとに金融機関に対する債務を弁済し、事業の維持安定とご家族の安心を図ることを目的とした制度です。

★保証協会団体信用生命保険は中小企業のみなさまの団体信用生命保険加入ニーズに応えるプラスワンサービスとして導入したものであり、団体信用生命保険への加入と信用保証の諾否や金額査定とはまったく関係ありません。

ご注意ください!

「信用保証協会」の類似名称を使用した機関・団体からの電話、ダイレクトメール等にはご注意ください。信用保証協会は、これらの機関・団体とは一切関係がありません。不審な勧誘を受けた場合や、被害やトラブルに巻き込まれた場合には、すぐに最寄りの警察署や消費者センターなどにご相談ください。

※信用保証協会でない者が「信用保証協会」と称すると、処罰の対象となります。(信用保証協会の第58条)

信用保証制度を悪用する行為を排除します!

- ★暴力団等の反社会的勢力は、一切保証対象となりません。
- ★暴力団等の反社会的勢力や金融あっせん屋等の第三者が介在・介入する保証申込みは、すべてお断りします。
- ★申込人以外のかた(暴力団等の反社会的勢力や金融あっせん屋等の第三者)の交渉・同席はお断りします。
- ★不正に手数料等を要求する、金融あっせん屋等には十分ご注意ください。信用保証を行うにあたり、所定の「保証料」以外の手数料やあっせん料などは、一切必要ありません。

個人情報保護宣言

名古屋市信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をいたしますが、お客様の個人情報の取扱いについて適正な個人情報の保護に努めてまいります。

経営理念

私たちは、中小企業者の良きパートナーとして金融の円滑化と経営基盤の強化を図り、地域経済や社会の発展に貢献します。

そのため、関係法令等を遵守し、協調性をもって互いに研鑽に励みながら、健康で幸せを実感できる、活気と働きがいのある組織風土を形成し、真に信頼される協会の運営を目指します。

【お客様総合相談窓口】

中小企業のかたからの金融相談を始め創業・経営支援、事業承継に関する相談対応を一体的に行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

☎ **052-212-3011**

月～金 午前9時～午後5時15分(祝日・年末年始除く)



※地下鉄東山線・鶴舞線「伏見駅」4番出口より徒歩8分



〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目12番31号



LINE公式アカウント
友だち追加はこちらから→

